

〈論 文〉

ハリントンの統治機構論に対するジョン・ミルトンの批判(1)

—— 17世紀イングランド共和主義思想の統一性と多様性の一側面——

竹 澤 祐 丈

- I はじめに
- II 共和国体制の動揺とその崩壊
 - 1 時代の流れ
 - 2 共和政体論の多様性
 - 3 『設立論』の出版と改訂
- III 『設立論』における様々な処方箋の混在
 - 1 テクストの時論的性格
 - 2 共和政体論の前提としてのハリントン
 - 3 ミルトンの原理的認識：正義と良心に基づく共和政と異教的伝統に基づく君主政（以上，本号）
- IV ミルトンによる共和政の構想
- V 共和政の必要性和その担い手
- VI まとめにかえて：18世紀の共和主義的議論への展望

I はじめに

1977年の『ハリントン著作集』¹⁾の出版を中核とするJ. G. A. ポーコックによる一連の研究が世に問われるまで，ジェームス・ハリントン（James Harrington, 1611-1677）は「ユートピア的」な性格を有する政論家として解される場合が多かった。もちろん厳密には，「ユートピア的」という形容詞で何を意味するのかは，研究者ごとに異なっている。

しかし，ハリントンにユートピア性を見出す解釈者たちの多くが，この形容詞を用いる理由はほぼ共通している。それは，ハリントンの思想や行動が現実を動かす力になりきれなかったことを問題視するためである。その解釈に従え

ば，土地所有と共和政の関係を論ずる，いわゆる土地所有権力論が，〈科学的〉でなく〈空想的〉であったがゆえにハリントンはユートピア的であり²⁾，また共和政的統治機構論とロタ・クラブでの活動が，君主政復活という現実の政治状況へ無力だったという側面，つまり多くの人々を共和政支持へと啓蒙することに失敗したとする観点からユートピア的と論じられる。例えばR. H. トーニーは，ハリントンの説得が失敗した理由を，彼の提示する古代イスラエルの事例を多く含んだ統治機構論が，何かよそよそしい，「我々とは違う exotic」ものを感じさせ，そのことが民衆の支持を得られなかったからと解する³⁾。

ユートピアン・ハリントンという過去の解釈

1) Pocock (1977)。以下，この著作集に所収の論考からの引用・参照は，*Works*と略記した上でページ数のみ記す。

2) 代表的な解釈者は，Christopher Hill，浜林正夫，田村秀夫などである。詳細は，竹澤 (2001b)，第II章を参照せよ。

は、ポーコック以後も、かたちを変えながらも依然としてハリントン解釈に付きまとうものの、ポーコック以前の解釈とは異なる側面からハリントンのユートピア性が指摘される。すなわちそれは、共和政の設立・維持をその担い手の陶冶ではなく共和政的な統治機構を設立すれば事足りるとする制度万能主義者としての側面を際立たせるための言及である。この解釈によれば、ハリントンは、制度が人間によって支えられることを無視した夢想家ということになる⁴⁾。

非常に興味深いのは、空想性、外来性、そして制度万能主義などの観点からハリントンを解釈する原型が、後代の研究者にはなく、彼の同時代人、しかも実在したイングランド共和政と密接な関係を持つ政論家たちに見出すことができる点である⁵⁾。その一人は、本稿で取り上げるジョン・ミルトン (John Milton, 1608-1674) である。確かにミルトンは、ハリントンの共和政モデルを *exotic* なものとして批判しているが、その意図はトーニーが解釈するものとは異なっている。

3) トーニーは、ハリントンの議論の影響力が19世紀ごろに急速に失われた理由を三つ指摘する。第一に、その「農業デモクラシーというユートピア」が産業社会においては現実味を持たなかったこと、第二に、王政復古という歴史の趨勢に盲目的な議論を展開したこと、そして(本稿が目指すものであるが)第三に、「当時の人々から異国的 *exotic* だという非難を受けた彼の論法や用語が後代の人々には腹がたつほどわざとらしい感じを与えたため」、とする (Tawney (1941), pp. 199-200: 101-102 頁)。しかしながらトーニーの言う同時代人が誰であり、その「非難」が何なのかは詳らかにされていない。仮にこの同時代人がミルトンを指すのであれば、本稿の解釈によれば、*exotic* を「異国的」と訳すことは不適切と思われる。詳細は本稿第V章で議論したい。

4) 代表的な解釈者は、C. J. Davis と Jonathan Scott である。詳細は、竹澤 (2002)、第II章を参照せよ。

これまでのミルトン研究において支配的だったのは、彼をピューリタンあるいはキリスト教徒といった宗教的側面から分析・解釈する視角であったが、その結果として、従来の研究では、ハリントンとミルトンの関係を、単なる世俗的政治論と宗教的それとの対立として描きがちである。また近年では、ケンブリッジ大学の関係者による思想史研究の成果や影響によって、ミルトンの思想も、共和主義思想史やイングランドの共和政という歴史的現実との関係で議論されるようになってきている⁶⁾。

しかしながら、従来もしくは近年のミルトン研究のいずれもが、ミルトンの議論の特質を評価するにあたって、同時代に最も影響力を持ったハリントンの共和政論との関係から分析する視点、すなわちともに共和主義思想という共通の前提を持ちながらその枠内での相違点を析出する観点が相対的に弱いという傾向を持つ⁷⁾。

もちろんミルトンとハリントンの共通性を主

5) ハリントンの同時代人ヘンリ・ヴェーン (Henry Vane the younger, 1613-1662) もその一人である。ヴェーンは、ハリントンが古典古代の伝統とユダヤ・キリスト教のその双方から立法知識を引き出すモーセと、異教的伝統からのみ立法知識を引き出すその義父エテロとの相違を軽視していると批判する (Vane (1659), p. 2)。筆者の見解は、日本イギリス哲学会シンポジウム (2003年3月、東京) において「17世紀イングランド共和主義の統一性と多様性の一側面：ハリントンの統治形態論に対するヘンリ・ヴェーンの批判」の表題の下で示した。

6) Armitage (1995), Worden (1994a), (2007), 清瀧 (1999a), (1999b), (2003), (2005), (2006a), (2006b), (2010) など。小野 (2009) は、この点に関するミルトン研究の論点変化と論争を簡潔にまとめている (特に第六章)。また *Mercurius Politicus* の編集におけるニーダムとの関係に関する研究も、ミルトンの世俗的側面を明確化する分析と言える (Frank (1980), Anthony (1966), Worden (1995) など)。なおニーダム共和政論の一側面は、竹澤 (2008) で、ハリントンを中心とする共和主義思想研究の近年の動向は、竹澤 (2012) で議論した。

軸に議論するものがこれまで全くなかったわけではない。例えば、18世紀初頭の政治を論ずるために、ハリントンたち17世紀英国の共和主義論を精力的に利用したジョン・トーランド(1670-1722)がその一人である。しかしながらトーランドは、両者の共通点が「統治、正義、そして自由」に関する優れた本質理解を示した点にあることを強調するあまり、ミルトンとハリントンの著作における宗教論の扱い(前者は国教会制度の廃止が重要と考えたが、後者は国民宗教を提唱する点など)の相違を除くと、両者の政治論における重要な相違点についての議論をなかば意図的に等閑視していると言えよう⁸⁾。

したがって、ミルトンとハリントンのあいだで何が共有され何が対立していたのかの把握を中心に、彼らの主張が共和政に関するひとつの論争圏を形成していたことを確認することで、17世紀半ばのイングランドにおける共和主義思想の意味により肉薄することができるのではないかと考えるのが本稿の出発点である。そしてまた両者の関係を正確に把握するためには、ハリントンへの批判を著すために用いられた *exotic* の表現に秘められたミルトンの思いを正確に把握することが重要と考える。

そこで本稿は、17世紀イングランドにおける共和主義思想の多様性と統一性を探る観点から、共和主義思想の重要人物として扱われてき

たハリントンの統治機構論に対するミルトンの批判の様相を、とりわけミルトンがハリントンの統治機構論に対して *exotic* という批判を行った理由を探りつつ、その著『自由共和国を簡便に設立する方法(第二版) *The readie and easie way to establish a free commonwealth*, 2nd ed., 1660』(以下、『設立論』と略記)の分析から明らかにする。本稿の結論では、*exotic* というミルトンの表現は、ミルトンがハリントンの議論を共有しながら「共和政をめぐる論争圏」を形成している証左であること、そして、両者の対立は、(先行研究でしばしば強調されてきた)共和政を支える「有徳者」をめぐる見解ではなく、むしろ共和政統治機構における民衆の積極的な役割の定式化をなし得たのかどうかに見出すことができると主張したい。

議論は以下のように行う。まず簡単に、共和国体制の動揺から君主政復活に至る歴史的経緯を振りかえり、次に、ミルトンの議論の理論と時論とを分別しつつ、ハリントンとの共有部分と、それに対する批判の双方を持つ点を明らかにし、その批判の様相を分析する。そして最後に、ミルトンとハリントンの批判と共有の関係から、18世紀における共和主義思想を描写する場合に、各共和政論者の多様性が歴史的に重層的に積み重なっていくものとしての「統合的な共和主義思想 *republican synthesis*」⁹⁾ という見方の重要性を再確認しつつ、共和主義的言説に

7) Worden (2007), chs. 7-16 でも、ミルトンとマーチャモント・ニーダムと影響関係に関する詳細で網羅的な分析は行われているものの、ミルトンとハリントンとの関係については簡潔な言及に留まっている。

8) もちろんそれは自らの政治的課題を遂行するためのトーランドの自覚的な戦略である。この点を含めた彼の共和政論の特徴については、Champion (2003), esp. part II が詳しい。

また両者の関係に肉薄した例外的な研究として、Fink (1962) がある。本稿もまたそれから有益な示唆を得ている。

9) この視角は、複数の共和政論者から構成される17世紀英国の共和主義思想が、一体として、アメリカ独立革命に与えた思想的影響と連関を析出する研究活動により定式化されてきた。バーナード・ベイリー (Bernard Bailyn), カロライン・ロビンズ (Caroline Robbins), とりわけ本稿が目にするのは、英国共和主義思想の研究に多大な影響を及ぼしているジョン・ポーコック (J. G. A. Pocock) の研究である。この概念・視角や、それに関する重要文献については、Shalhope (1972), Pocock (1985), pp. 216ff. を参照。

関する展望を簡潔に示したい。

Ⅱ 共和国体制の動揺とその崩壊

次章におけるミルトン『設立論』分析のための準備作業として、本章では、第1節で、1649年の国王処刑から1660年の君主政復活までの歴史的背景の概括、第2節以下では、同時代における多様な共和政論の存在を指摘しつつ、『設立論』執筆の意図を明らかにする。

1 時代の流れ

空位期 The Interregnum と呼ばれる時代は、一般的に、共和政＝共和国体制と表されるが、注意すべきは、この11年のあいだ、同一の統治構造や代議制体の構成が維持されなかった点である。したがってミルトンの議論の詳細な分析のためには、次の二点、すなわち、統治機関の中心機関が何であったのか、そして議会の構成（一院制か二院制か）がどうなっていたのかの二つの観点を中心に、この（広義の）共和国体制を、四つの時期に区分することから議論を始める必要がある¹⁰⁾。

第一期は、1649-1653年で、一院制合議体中心の体制である。具体的には、長期議会から長老派議員を排除した議会（残部議会）による一院制と国務会議 Council of State（さらに軍隊）からなる政治体制である。

第二期は、残部議会がオリヴァー・クロムウェルによって解散させられた後の1653年4月から12月の期間であり、「信仰篤き者」による指名議会による一院制（加えて国務会議と士官会議）である。

第三期は、1653-1659年で、いわゆる護国卿

体制、具体的には、護国卿、一院制議会、国務会議からなる体制である。

そして第四期は、クロムウェル亡き後の1659年5月の残部議会の復活から1659年10月長期議会の復活を経ての1660年4月下旬の仮議会の召集までの時期である。具体的には、護国卿（後に廃止）、一院制議会、国務会議からなる体制である。

ミルトンが『設立論』（第一版、1660年2月）を著し、しかも改訂作業を行った（第二版、1660年4月）のは、この第四期の終盤の、仮議会召集の直前である¹¹⁾。ここから二つの重要な側面を指摘することができる。第一に、ミルトンが最も重要視したのは、第三期までに顕著であった論点で、かつハリントンが積極的な応答を試みた「もうひとつの議院」の設置の是非ではなく、既にある議院（一院制）の構成についての議論、すなわち代議政体を中心機関とする政体構想の提示によって「本来の共和政」を確立しつつ、それをもって「君主政復活への抵抗」を試みる戦略である。そのときの合言葉が、「古来の大義 the Good and Old Cause」（の実現）であった。したがって後に見るように、ミルトンの議論は、一院制を前提に、その役割やその構成員である議員に求められるべき資質に関する議論が中心になっている。

この議員の資質論に拘るミルトンの姿勢は、本稿が指摘する第二の重要な側面に繋がる。それは、『設立論』が、王政復古に向かう短い期間に実施された議会構成の改編に伴う選挙において、有権者の投票行動に影響を与えようと試みる性格を持つことである。換言すれば、ミルトンは、様々な政治的立場の人々を共和政の擁護に仕向けるため、時には互いに矛盾する様々な根拠を提示しつつ説得を試みている¹²⁾。このミルトンの意図と手法が、『設立論』の議論に与え

10) 共和国体制が、議会軍による軍事支配と完全に同一視できないことは、Worden (1974) が強調するところである。ウォーデンは、文民の共和主義者の存在と活躍を重視している。

11) 『設立論』第一版の執筆や出版の厳密な時期については論争がある。詳細は、Ayers (1974) を参照。

た影響については、第Ⅲ章以降で詳論したい。

2 共和政体論の多様性

前節で言及した度重なる統治体制の見直しの背後にあるものを、空位期に関する定評ある歴史家のバリー・カワードは、次のように説明する。すなわち、1650年代の(広義の)共和国政府は、時に相矛盾する様々な方向性を持つ要求、具体的には、軍隊の意向に沿った政策の実施、セクトからの更なる宗教改革の推進、地方ジェントリからの治安と政治的安定性の回復の要求に応える必要があった¹³⁾。そしてこれらの諸問題に対応するために模索されたのが、前節でも言及した統治構造の見直し、具体的には、一院制か二院制か、二院制とすればどのように二つの議院(と執行機関)を構成すべきか、各院は常設機関とすべきか否か、そして各議員の構成員に交代制を導入するか否かという議論であったとされる¹⁴⁾。すなわち現存する共和国体制を基本的には支持する立場から、これらの論点をめぐって論争が行われたという点で、この時期の共和主義思想は、ひとつの論争圏を形成していたと言える。

事実、同時代の共和主義者エドモンド・ラドロウ(Edmund Ludlow, 1617-1692)は、この問題をめぐって多様な共和政体論が提示されたことを後に回想している¹⁵⁾。彼によれば、共和政

体論には、五つの種類があった。第一は、士官会議が主張したもので、選抜された議員からなる元老院と民会の各常設機関からなる二院制統治機構、第二は、民衆による議院と、この議会によって選任され責任を負う国务会議が行政権を持つ一院制構造、第三は、常設の民会を持ちつつもその成員が恒常的な交代制(perpetual rotation)を採用する統治機構、第四は、国政上の重要案件に関する拒否権を持つ「ラケダイモン[スパルタ]的な監督官 Ephori」のような少数の選良集団が重要な働きをする執行機関中心の統治構造、そして第五は、選挙された二院制すなわち討議と法の提案のみを行う300人の議員からなる議院と、約千人からなる決議権を持つ議院からなり、それらの成員が三分の一ずつ交代する統治構造である¹⁶⁾。第五の共和政体論がハリントンのそれを指すことは明瞭であるが、本稿で重要なのは、第四のものがミルトンのそれを指すらしいことである。すなわち同時代人ラドロウには、ミルトンの議論は、執行機関的性格を強く持つ寡頭制の一院制の主張と見なされている。

3 『設立論』の出版と改訂

それでは共和政体論に関する論争の渦中においてミルトンが、短い期間に『設立論』を出版しただけでなく改訂した事実は、どのような意図に基づくのであろうか¹⁷⁾。ミルトンは次のように回顧する。

君主政が廃止されたとき、直ちに共和国の骨格 form を作り、その運営の慣行の定着 practice に直ちに着手すべきであった。そうしていれば、国民はすぐに共和国の適切

12) しかしながらこの指摘は、ミルトンの議論が支離滅裂ということを意味しない。Lewalski (1959) も指摘するように、様々な政治的出来事に対応するために、議論の手法においては一貫性を犠牲にする側面を持ちつつも、様々な王政復古反対者を糾合する目的には原理的な一貫性を保持したことを本稿も否定するものではない (*ibid.*, pp. 197ff.)。

13) Coward (1994), p. 238.

14) 例えば、Scott (2004), ch. 6, 今井 (1984), 277 頁を参照せよ。

15) ラドロウを含む共和政論者の論争の一端については、Hughes (1990) を参照せよ。

16) Firth (1894), pp. 98-99. Worden (2002), chs. 1-4 も参照せよ。

17) 以下、同書第二版からの引用・参照は、REW と略記した上で、原著のページ数と、邦訳(原田純訳、小学館)のそれを併記する。訳文は適宜改めた。

な秩序やそれがもたらす安寧や恩恵とに浴し満足し喜んだことであろう。つまり、もしそうであったら、共和国は今日までには確固たる根を下ろし、動揺、変化、恐怖を越えて繁栄していたことであろう。つまり時機を失することなく古い統治機構の代わりに新しい統治機構を樹立する配慮をわれわれが甚だしく怠ったことが、今日の災難の原因になったのである (REW, p. 430: 337 頁)。

ミルトンは、以上のように、1649年5月の「共和国宣言」以後の混迷を後悔しつつも、「今こそ、われわれが困難もなくひどい遅延もなしに、この土地に自由共和国を樹立・確立できる唯一の好機である」(REW, p. 430: 337 頁)と結論付ける。つまり本章第1節で指摘したように、この「好機」とは、議会構成の変更に伴って実施される選挙における投票活動へ影響を与えるための絶好の機会としてミルトンによって理解されている。繰り返し指摘するならば、詳細は後述するが、この投票行動への影響力の行使という側面は、『設立論』の含意を十全に理解するために見逃すことができない。上記のような実際の政治的事件の帰結へ影響を与えるために、ミルトンはをはじめとする共和主義者たちが、想定する読者層にあわせて、自らの出版物での議論(説得)の手法と強調点とを巧みに調整する側面を持つことを、共和政期を中核とする英国史研究の碩学ブレア・ウォーデンは指摘している¹⁸⁾。

そしてミルトンは、この「好機」を生かすために、『設立論』において、実在する共和国体制の問題点を踏まえながら、共和政モデルの提案を行い、しかも、日々変化する政治情勢を踏まえつつそれを時論的な観点から改訂作業をなしたのである¹⁹⁾。その議論の中心は、一院制の主張、しかもそれは同時代人の多くが提唱した民会を中心とする一院制ではなく、終身制で賢慮を代表するような元老院型の一院制の提起にあ

る。

Ⅲ 『設立論』における様々な処方箋の混在

本章では、『設立論』には共和政に関する様々な処方箋—時論的・即効的な処方箋と原理的・遅効的な処方箋—が混在することを明らかにしつつ、ミルトンの共和政モデルの詳細を明らかにする。第1節で、『設立論』の時論的性格を確認し、第2節以下では、ミルトンの提案するモデルが、同時代の議論において前提とされることが最も多かったハリントン型モデルを基礎にしつつも、政体に関する二項対立的な原理的認識—共和政をキリスト教的な政体、君主政を非キリスト教的なそれと見なす—を含むことを示す。

1 テクストの時論的性格

まず指摘すべきは、『設立論』の第一版と第二版とを比較対照してみると、誤植の修正や新しい情勢へ対応するための更新などの「単なる改訂 up-date だけでなく」²⁰⁾、ミルトンによる強調点の変更を明瞭に看取することができる点であ

18) Worden (1990), p. 231. 同時にウォーデンは、ミルトンの場合、読者層に合わせた論述手法と内容の調整が、彼自身の議論が持つ急進的な側面を曖昧にすることになり、ミルトンの真意を把握し難くしているとも指摘する。したがってこのような色彩がより濃厚なミルトンの時論的出版物を分析する際には、彼の未公開の『備忘録 Commonplace book』を併せて使用する必要があるが、思想史分野の研究ではほとんどのその点に注意が払われていないと警告する。この点については、Poole (2009), Mohl (1969), Miller (1974) も参照せよ。

19) ここで取り扱うミルトンの共和政モデルは、理想の共和国案というよりはむしろ時論的=妥協的側面が強いとする解釈も存在する (Woolrych (1980), p. 214, Wolfe (1963), p. 297)。

20) Woolrych (2002), p. 771.

る²¹⁾。既に前章において確認したように、ミルトンが『設立論』を改訂した時期が、刻一刻と君主政復活が現実になる過程であることを踏まえると、その処方箋が、君主政復活への警戒感の高まりを反映し、しかもその現実化への抵抗の側面がより強調されたものに変化していることが容易に想像できる。例えば、そのことは以下のような形式的修正からも看取することができる。それは、既に既定路線化しつつある君主政復活が実際に成し遂げられた後に、印刷を引き受けた出版社が反逆罪で訴追される可能性を減ずる目的からか、『設立論』第二版では出版社名や発行社名が削除されている点である²²⁾。

もちろん重要なのは、ミルトンによる処方箋の重点移動のほうである。それは、後に詳しく分析するが、共和政期に関する歴史研究者オースティン・ウールリッチも指摘するように、「自由で理性的なもの」がたとえ少数であっても「[君主政という] 因習に縛られたままの多数派 unfree majority」に勝るのであり、このような少数者の判断を基礎に君主政復活に抵抗しようとする側面がより強化されている²³⁾。実際に

ミルトン自身によっても、第二版の冒頭で、「[第一版における] すべての議論、特に、常設型の元老院に関する議論を増補・改訂」したことが明言されている (REW, p. 409: 325 頁)。

つまり以上の形式や内容の変更の観点から考えるならば、ミルトンによる『設立論』、特に元老院の位置づけをめぐる改訂が、君主政復活の可能性が日増しに強くなる現実に対応するための時論的側面から行われた点を確認することができる。

2 共和政体論の前提としてのハリントン

では時論の色彩を色濃く持つミルトンの共和政体論が議論の出発点として念頭に置くものは何であったのか。このことを考えるうえで、ミルトンの出版物の正式名称を見てみたい。なぜなら本稿で扱うミルトンの『設立論』を含む 17 世紀の出版物は、内容を要約的に述べた非常に長いタイトルを持つものが多いので、正式名称を見るだけで、著者の問題意識と議論の概要を把握することが可能だからである。この観点から『設立論』の表題を見てみると、「自由共和国を設立する簡便で容易な方法、並びに、この国に君主政を再び許す不都合や危険性と比較しながら、自由共和国が持つ利点について[の議論]」 (REW, p. 405: 323 頁) となっており、ここからは共和政モデル提示とそれを可能とする方法論へのミルトンの着目だけでなく、先行研究の多くが指摘するように、同時代において最も影響力のあったハリントンの共和政論をミルトンが念頭に置いて議論を行っている点を看取することができる²⁴⁾。かつてナイジェル・スミスは、

21) ポーコックは、ミルトンの議論を、「ピューリタンの選良に基づく」ものと解し、特に第二版においてハリントンの共和政論の「民衆的な側面」への批判が強化された点を除けば両者を共和主義的と評するだけで、二つの版の違いについての詳細な説明を加えてはいない (Pocock (1977), p. 118)。またノーブルックは、第二版の議論の色調が、部分的に、「より陰鬱で悲観的」とする (Norbrook (1999), p. 420)。

22) 『設立論』第一版を印刷したライヴウェル・チャップマン (Livewell Chapman) は、1660 年 3 月 28 日、「煽動的かつ国家反逆的な様々な書籍を印刷・発行」した咎により国務院から逮捕・出頭命令が出されている (MP, no. 614, p. 1211, Steel (1910), p. 382)。なお、チャップマンは、ハリントンの『オシアナ共和国』を始め、共和主義者を含む急進的著作を数多く出版している。その様相は、'Chapman, Livewell (fl. 1643-d. 1664)', in Greaves & Zaller (1982), vol. 1, pp. 136-138, Capp (1972), esp., ch. 5 を参照せよ。

23) Woolrych (2002), pp. 771-772, Woolrych (1980), p. 215. 実際に、ミルトンが『設立論』を出版・改訂した時期には、王政復古を求める多くの請願が出されていた。Williams (1660) は、散逸しやすいそれらの請願 30 件以上を一冊にまとめることでいかに多くの人々が王政復古を望んでいるのかを効果的に示しつつ、それらをマンク将軍に献じている。

『設立論』の二つの版において、民衆支配的要素が後退しつつも依然として共和政を擁護する姿勢に一貫性を看取できることから、第二版における修正を、共和主義的な側面の深化と見なすべきと解釈した²⁵⁾、本稿ではその指摘に加えて、ハリントンを議論の前提として共和政の擁護論がミルトンによって行われている点をも重視すべきと考える。

そこで問題となるのは、ミルトンが自らの共和政論を時論として展開する際に具体的に念頭に置いたのは、ハリントンのどのような議論であったのかである。それは『オシアナ共和国』（1656年）というよりは、むしろその議論の要約・抜粋を基本とする出版物での議論と考えられる。その理由は、タイトルの対応関係である。ミルトンが『設立論』を発表する直前に出版されたハリントンの著作は、次の二つであり、実際に、ミルトン著作集の編者ロバート・エアーズもこれらの二著作との対抗関係を指摘する²⁶⁾。それらは、『ロタ、もしくは自由国家のモ

デル、あるいは平等な共和国：かつて簡便に提案・議論され、ふたたび、独創性に富む紳士方からなる自由で開放的な集まりでより詳しく提案され議論されたもの』（1660年1月発行）²⁷⁾と、『平等で永続的な共和国を、イングランドの全民衆の自由な同意と現認を伴って一気に導入し瑕疵なく設立する方策』（1660年2月発行）²⁸⁾である。

特にミルトンが意識していたのは、方法に着目することを強調した書名の類似からわかるように後者である。『オシアナ共和国』同様に、この著作でもハリントンは、現在の土地所有状況では君主政の（再）確立は不可能であり、共和政のみが存続可能と強調する。そして、王党派は、この事実を認識する他はなく、君主政の復活の試みは不可能事を望むことに過ぎないとハリントンは断言する。

イングランドの現状では、共和派 commonwealthmen は「自らの政治目標を達成するのに必要な」技量不足のために失敗するのに対して、王党派 royalists は事実認識の誤りのために失敗する。前者は無能力ゆえに失敗し、後者は不可能なこと「を望む」がゆえに失敗するのである。国家が純粋に民衆的な状態、すなわち、一人の貴族や貴族層によって「民衆が」圧倒されていない状態で、君主政がこれまでに存在したこと、もしくは存在が可能とする事例や理由「がないことを」をはっきりさせておこう²⁹⁾。

このような認識は、17世紀英国の好古家 antiquarian として有名なジョン・オーブリー (John Aubrey, 1626-1697) が記録する王政復古時の

24) ハリントンの共和政論が、この時期に、多様な思想を持つ人々に影響を持っていたことは、同時代人の記録からも看取することができる。例えば、王党派聖職者のジョン・バーウィック (John Barwick, 1612-1664) は、ブレダに滞在するチャールズ一世の王太子（のちのチャールズ二世）宛ての手紙で、第五王国派の一部や、ハリントンの共和政モデルを支持するものがあることを伝えている (Carte (1739), p. 203)。またウォーデンが注目する共和国政府文官の一人であるアーサー・ヘーゼルリック (Sir Arthur Haselrig, 1601-1661) がハリントンの共和政モデルの支持を決めたことについて、共和政末期の王党派による反政府活動の首謀者であるモードント卿 (Lord (John) Mordaunt or Mordant, 1626-1675) から同じくチャールズ一世の王太子に報告されている (*idem.*, p. 225)。ヘーゼルリックについては、‘HASLIRIG (Hesilrige, Hazelrig), Sir Arthur, Bt. (1601-1661)’, in Greaves & Zaller (1982), vol. 2, pp. 69-71 を、モードント卿については ODNB を参照せよ。

25) Smith (1994), p. 193.

26) REW, p. 441, n. 147. 対照的に小野は「特定のテクストへの論駁」ではないと解する (小野 (2009), 203頁)。

27) Harrington (1660a) in *Works*, pp. 807-821.

28) Harrington (1660b) in *Works*, pp. 822-826.

29) Harrington (1660b) in *Works*, p. 825.

ハリントンの発言内容とも一致する。

なるほど国王は帰ってくるだろう。来させればよい。そしてイングランドの貴族である騎士たちからなる議会を召集するが良い。彼らはみな「共和政に親和的な土地所有バランスの下で」土地所有者なのだから、七年もたてば、全員が共和派 commonwealthmen になってしまうだろう³⁰⁾。

これに対してミルトンは、ハリントンの抱いていた上記のような「楽観的な」態度を取らずに、いまが共和政確立の最後の機会であり、これを逃すと君主政の復活を許してしまうという強い危機感を抱いている。そこで影響力の大きかったハリントンのモデルを検討の俎上に上げて、ミルトンがその部分改訂を主張するのが『設立論』である。この君主政復活への危機感こそが、時論としてのミルトンの共和政論を支えている。つまり、ハリントンの議論を基盤としつつも、そこに君主政復活という危険性を踏まえた時論的色彩を付加したものが、ミルトンの『設立論』の基調であったとひとまず言うことができる。

3 ミルトンの原理的認識：正義と良心に基づく共和政と異教的伝統に基づく君主政

これまでの議論で強調したように、確かに『設立論』は時論的側面を強く持つ論考であるものの、その第一版と第二版とで共通する記述内容、すなわち原理的認識を含まないわけではない。そこで本節では、第一版と第二版の比較を示しつつ、時論的な強調点の変更の前提となる、ミルトンの政体論に関する原理的認識を析出する³¹⁾。そのために、まずミルトンが、共和国体制と国王処刑とを正当化しながら、これまでの議員構成の異なる様々な議会がそれぞれ重要な働きをしてきたと評価している内容を把握する。二つの版に共通して主張されるのは、イン

グランドの議会が、「宗教と政治上の自由」を死守しようとしてきた多数の人々に支えられながら、

君主政 kingship を不必要だけでなく煩わしく危険な統治形態であると判断し、正当かつ潔くそれを廃止し、[君主政の] 桎梏を自由な共和国 a free Commonwealth へと換えたことによって、われわれと競い合う複数の隣国からの賞賛と恐怖の対象となった (REW, p. 409: 326 頁)³²⁾

という事実である。

続いて、第二版のみで現れる残部議会 The Rump parliament に対するミルトンの評価が述べられる³³⁾。それによれば残部議会もまた、十分な数の議員が参加し、「先行する議会のいかなる法令にも制約されず、ただ全人類にとって真に本質的に根本である法、すべての政治のはじめにして終わりである自然法によってのみ」、つまり「自由な良心」のみに拘束されていた (REW, pp. 412-414: 327 頁)。

しかしミルトンが第二版のみで強調するところによれば、上記のような議会の誠実さは、議会やその院内の多数派が常に正しい選択を行ってきたことを意味するわけではない。

31) 本稿の分析は、『設立論』で示された限りでの、ミルトンの政体に関する原理的認識であり、他のミルトンの著作にも共通するそれではない。この課題は別の機会に行いたい。

またハリントンとの異同の検証のために各版対象を行う本稿とは異なり、Stewart (1984) は、主として修辞の観点から、第二版での改訂内容を分析している。

32) 第一版では、君主政を「厄介で費用が掛かり、無用かつ危険な統治形態」とされている (REW, p. 355)。

33) この部分が第二版に加筆された理由は、先行研究が指摘するように、(第一版が出版されたのちに) それが出版される直前に残部議会が復活されたので、時間的経緯を含めた修正のゆえと見なすことができる。

国民のうち最も使命感にあふれ最も原則をもった人々は、主要な問題で議会が割れた場合、議会内の大多数の意見がどちら側についているかを数えたりすることなく、どちら側に理性と安全があり、彼らに訴えるかに従って行動した (REW, p. 414: 328 頁)。

つまり、ミルトンによれば、「数にはなんら徳はないのであって、知恵は質によって全てのものを動かすのであり……選ばれた愛国者たち chosen Patriots はこのような立場から真剣に考量した」のであった (REW, pp. 415-416: 329 頁)。この第二版のみで現れる議会人一般ではなく少数の「愛国者」に期待する議論は、先行研究で言及されることが多いが、ここには確かに君主政復活に反対する少数者の立場に立って自らの議論の正統性を説くミルトンの姿が既に現れている。

では、多数派が支持する君主政 (の復活) とは異なる、ミルトンの主張する「自由共和国」は、何を可能とするのであろうか。この部分も第二版のみに現れる主張であるが、ミルトンによれば、

恐怖や困難は容易に克服され、凶暴な君主権力や諸々の罣から安全になり、われわれの自由の中核をなす宗教を保持できであろうし、また、政治的自由も、われわれの事業を延期させようとする人々の妨害を受けずにはるかに容易に回復され、君主が復位する場合になされるような狡猾や恐怖の下にさらされずにすむであろう (REW, p. 420: 329-330 頁)。

という。つまり第二版で追加的、かつ、より具体的に記述されるのは、「自由共和国」により「自由と宗教」 (REW, p. 421: 330 頁) が保証され、君主政ではそれが不可能という対比である。

もちろんミルトンは、両版において、君主政と比較しつつ共和政の利点を主張している。彼によれば、「高貴な自由共和国は、全ての時代に

わたり、最も賢明な人々 the wisest men によって支えられ、最も高貴にして雄々しく力量を持った公平にして正当な政府 the noblest, the manliest, the equallest, the justest government」であり、それは、

人間的、政治的、キリスト教的なあらゆる正当な自由とつりあいの取れた平等にかなうものであり、徳と真の宗教を最も勇気付けてくれるばかりでなく……君主政に対して明らかな拒否と異教 gentilism の烙印を押し、われわれの救世主が全キリスト教徒に向かって推薦し、あるいはむしろ命じたものである (REW, p. 424: 332 頁)³⁴⁾。

ミルトンはその理由を、『サムエル記 上』第8章第10-18節での記述を念頭に置きながら次のように説明する³⁵⁾。

神はひどく気が進まなかったのではあるが、イスラエル人に王を与えたのであり、彼らが王を求めたのは彼らの罪であるとき

34) 第一版 REW, p. 359. 「異教 gentilism」の含意により肉薄するためには、heathen, infidel, pagan などの類義語がミルトンの詩作以外の著作においてどのようなニュアンスを持っていたのかの体系的な分析が必要であるが、その作業は別稿に譲りたい。なお詩作における用例索引集には、Ingram & Swaim (1972) や Bradshaw (1965) などがある。

35) 第一版 REW, p. 359. またミルトンは、自著『第一弁護論』第2章で、そしてヴェーンも Vane (1659) で同様の議論を展開している。両者とは対照的にハリントンは、同じ聖書の箇所を解釈するに当たって、君主政そのものが神の意志に反する政体もしくは異教的な政体とはせずに、神の意志を人間が正確に理解したのかどうかを反省する事例として用いている。議論の詳細は、竹澤 (2001a) を参照せよ。

また英国共和主義思想における旧約聖書に示されたイスラエル史が政治・社会論に与えた様相は、例えば Nelson (2010), esp., ch. 1 を参照せよ。ネルソンは、君主政が神の望む政体か否かという二者択一的認識が1650年代に一般的になったとする。これに対してウォーデンはこのような議論の単純化に批判的である (Worden (2012), p. 299, n. 294)。

れた (REW, p. 424: 332 頁)

ここで注目に値するのは、二つの版を通じて、君主政が「異教 heathen の模倣」(REW, p. 450: 348 頁)とされている点である。『ルカ福音書』第 22 章第 25-26 節を引用しつつ、ミルトンは、キリストが君主政の問題点を次のように指摘していることを紹介する。

異教徒たちの王 the kings of the gentiles は彼ら [イスラエルの民] を支配し、かれらに対して権力 *authoritie* を振るうものは恩恵者 *benefactors* と呼ばれている。しかしながら汝等はそうなるてはいけない。汝等のうちの最も偉い者は、年下のもののようであるべきであり、長たる者はつかえるものとしてあるべきである (REW, p. 424: 332-333 頁)³⁶⁾。

そして、「この教えに一番近い政府は自由共和国以外にはない」とミルトンは強調するのである (REW, p. 425: 333 頁)。そしてこれが具体的にどのようなことを意味するのかは、第二版において詳らかにされている。

共和国においては、最も偉大な人が自らの犠牲と任務において、公衆 the public に対する奉仕者であり、働き手であり、私利を思わず、同胞の上に立とうとせず、家庭では謹厳に生活し、他の人々と同様に街を歩き、最敬礼などしてかしこまらなくても自由に親しく話しかけることができる人々である。しかるに王となれば、半神のように礼拝しなければならず、巨額の支出、贅沢、舞踏会や歓楽騒ぎをする自堕落な宮廷をもち、われわれの最良のジェントリを男女の別なく……堕落させていく (REW, p. 425: 333 頁)

のである³⁷⁾。したがって、ミルトンによれば、このような「異教」的性格を持つ君主政という制度は、「国家の衰亡、危険、全国の動揺と破壊

的打撃」(REW, p. 426: 334 頁)³⁸⁾の原因であり、われわれが導入すべき政体では全くない。

しかも第二版では追加的に、人類が、共和政、すなわち「多くの勤勉にして平等な人々の共同の配慮と協議 [が行われる体制] において、より安全に、より繁栄する」(REW, p. 427: 335 頁)ことが述べられる。したがってミルトンにとって、「自由であることを自任している国民が、自分たちの上に主人として君臨する世襲の権利の主張を許すなどと言うのは全くもって不可解」ということになる (REW, p. 427: 335 頁)³⁹⁾。

共和政がイングランドに安全、安寧、そして繁栄と自由をもたらすのであれば、当然ながら、それを放棄して君主政へ回帰するならば、「西方におけるもうひとつのローマ」たらんとした意図そのものも疑われ、そしてバベルの塔の故事のように、「救世主が語ったおろかな塔建設者、塔を建て始めたが完成できなかったもののよう」に「侮蔑されることになる」とミルトンは強調する (REW, p. 423: 331 頁)⁴⁰⁾。したがってミルトンによれば、イングランドに残された道は、「確固とした自由な共和国が速やかに完成され、恒久的なものにされるという確かな希望」の実現への邁進だけである (REW, p. 421: 330 頁)⁴¹⁾。

37) 反宮廷的態度は、他の共和主義者にも看取できる。

なお第一版では君主の宮廷を維持する多大な費用を中心に君主政の弊害を説くが (REW, p. 360)、第二版では、ミルトン著作集の編者エアーズも指摘するように、「道徳的・社会的」な退廃を招く点に君主政の弊害をみる点で、君主政への批判の度合いは、さらに強化されていると言える (REW, p. 425, n. 86)。

38) 第一版 REW, p. 361.

39) 第一版 REW, pp. 362-363. なお第一版では、君主の統治権を、単に「自分たちの上に主人として君臨する権利」としているが (REW, p. 363)、第二版では、統治権を世襲的に相続させる側面から君主政を批判する。この点は、名誉革命期の共和主義思想の展開で重要になる (Worden (1994b), esp., ch. 4)。

36) 第一版 REW, p. 359.

さらにミルトンは、二つの版のいずれにおいても、君主政に比べて共和政のほうが、「さかなな貿易と繁栄」を実現すると主張する (REW, p. 444: 344 頁)⁴²⁾。つまり「われわれの自由と繁栄の条件」は、君主政よりも自由共和国の下でより確実に確保される (REW, p. 456: 351 頁)⁴³⁾。だからこそ「商業貿易は今日誰の目にも明らかなように、イタリア、ドイツおよびオランダと言った共和国において最も繁栄している」のである (REW, pp. 461-462: 356 頁)⁴⁴⁾。これと対照的にハリントンは、英国の共和政(オシアナ)の強みを農業に依拠している点に求め、工業や外国貿易に依拠するオランダ共和国と比較しつつ、国情に応じてその国力を伸長させるのに最適な産業分野があるのであり、英国が商業的に繁栄するオランダをただ模倣しても無駄と議論している⁴⁵⁾。ここから看取できるのは、共和政と商業的繁栄とを明確に結びつけて共和政を擁護するミルトンの姿勢は、ハリントンよりも強いことである⁴⁶⁾。

経済的観点を含む様々な観点から共和政の優位性を主張しつつ、ミルトンが『設立論』において最も重要視したことは、正義の観点からもキリスト教の観点からも、(世襲権による)国王職の継承を唱えるチャールズ一世の遺児(後のチャールズ二世)を迎えて君主政復活を認めることは許されないという点であった⁴⁷⁾。したがって『設立論』の二つの版を通して一貫する、

異教的政体として君主政を位置づけ、そして共和政をキリスト教の原理に適うものと解するミルトンの「厳格な」二項対立的な政体把握は、ミルトンの初期著作において君主政全般よりはむしろ僭主的なそれへの批判に重点が置かれていた事実からすると、政体把握をめぐる議論の単純化による君主政批判の強化と解することができる⁴⁸⁾。

46) ミルトンの提案する共和国案は、オランダ共和国の模倣に過ぎないという同時代人の指摘がある (Collinne (1660), pp. 7-8). Woolrych (1980), p. 199, French (1956), p. 305 も参照せよ。17 世紀オランダの共和政の在り方やそれを支える思想から、同時代の英国が受けた影響については、Scott (2002), (2003), (2004), Weststeijn (2012) などを参照。

また Pincus (1998), (2001) によれば、1650 年代の共和国体制が推進した対外的な商業政策の支持者と比べるならば、ミルトンやハリントンの議論は、両者の商業に対する温度差はあるものの、総じて商業の積極的な意味を低く見積もる「かなり保守的」な性格を持つとも評される。商業と共和主義思想の関係については、Weststeijn (2012) の評価も含めた形で別の機会に論じたい。

47) 『統治論』第二版出版の後に、世襲権に基づき無能で「僭主的な」チャールズ一世の遺児を国王となすよりはむしろ、(最善の政治指導者ではないものの)王政復古直前の混乱において一時的な主導権を握るマンク将軍 (George Monck, 1608-1670) の方がまだましという驚くべき議論をミルトンは行う。世襲権ではなく能力者を新国王として選出すべきとするミルトン自身の議論は、*Brief notes upon a last sermon* (1660), in *CPW*, vol. 7, pp. 470-471, 482 を参照。

もっとも (チャールズではなく) マンク将軍を護国卿もしくは国王に就任させようとする議論はミルトンに限られない。例えば Anon. (1659 [1660]) では、英国王室 (ヨーク家) の傍流に属する者として、マンク将軍の王位継承の正当性が主張されている (*ibid.*, p. 10)。

また Fink (1962) によれば、マンク将軍に対するミルトンの条件付き評価の姿勢は、クロムウェルを見る彼の態度にも通底する (*ibid.*, pp. 104ff.)。

40) 第一版 REW, p. 357。この表現に看取されるミルトンの意図については、例えば、Barnaby (1993) を、またミルトンに限らない共和政と対外膨張に関する英国での議論については、例えば、Armitage (1992), Armitage (2000), 小野ほか (2006) を参照せよ。

41) 第一版 REW, p. 356。

42) 第一版 REW, p. 374。

43) 第一版 REW, p. 379。

44) 第一版 REW, p. 386。

45) *Works*, pp. 304ff.

もっとも本稿が着目するのは、土地所有の変化から、現時点のイングランドにおける（君主政よりも）共和政の必然性を説くハリントンとミルトンの議論とが、共和政を擁護する目的は同じであっても、その理論的根拠には明白なズレがあるのかどうかである。ハリントンの議論でも、彼が重視する土地所有の変化は、直接的にはテューダー朝の政策の帰結であるものの、それは神意の表れとも見なされるので、土地所有が共和政に親和的な平準化状態にある現在の状況の出現は、結局のところ、神自身が共和政を望んでいるという議論を招来する⁴⁹⁾。この見解を参照すると、政体をめぐるハリントンとミルトンの差異は、王政復古を目前にした、彼らにとっての現在という特定の時間軸上の点においては、強調点の相違に過ぎないようにも見えてくる。実際に上記のような啓示的歴史観はハリントンだけでなく、ミルトン（そして他の共和主義者も）も共有することをウォーデンは指摘している⁵⁰⁾。それでは両者の議論では、実際に何が食い違い何を共有していたのか。それが、王政復古を目前に控える状況の下で示されたミルトンの共和政に関する具体的構想においてどのように表現されているのか。これらの点を議論するのが次章である。そしてまた君主政を「異教的」政体と断じたミルトンの立場が、自らとハリントンとの相違を特段に強調する際

に直面する問題については、第V章において議論したい。

参考文献

- CPW: Wolf, Don M. ed. (1953-1982), *The Complete Prose Works of John Milton*, 8 vols., New Haven: CT.
- REW: John Milton, *The readie and easie way to establish a free commonwealth*, 1st & 2nd editions, 1660. in CPW, vol. vii, revised edition.
- （原田純 訳, 「自由共和国建設論 改訂増補版 一六六〇年」, 原田訳, 『イギリス革命の理念—ミルトン論文集—』小学館, 1976年, 323-366頁。）
- Works: Pocock, J. G. A. ed. (1977), *The Political Works of James Harrington*, Cambridge.
- MP: *Mercurius Politicus*, no. 614, 29th March- 5th April 1660, Thomason/34: E. 195 [60].
- ODNB: *The Oxford Dictionary of National Biography online*, Oxford.
- Greaves, Richard L. & Robert Zaller eds. (1982), *Bibliographical Dictionary of British Radicals in the Seventeenth Century*, 3 vols., Sussex.
- Ingram, William & Kathleen Swaim (1972), *A Concordance to Milton's English Poetry*, Oxford.
- Bradshaw, John (1965), *A Concordance to the Poetical Works of John Milton*, London.
- Anon. (1659 [1660]), *The pedigree and descent of His Excellency, General George Monck*, London, Wing (2nd ed.)/P1048; Thomason/E. 1015 [9].
- Carte, Thomas (1739), *A Collection of Original Letters and Papers, Concerning the Affairs of England, from the Year 1641 to 1660: Found Among the Duke of Ormonde's Papers*, vol. 2, London.
- Collinne, William (1660), *The Spirit of the Phanatiqus Dissected*, London, Thomason E1017 (39).
- Dick, O. L. ed. (1962), *Aubrey's Brief Lives*, London.
- Firth, C. H. ed. (1894), *The memoirs of Edmund Ludlow: lieutenant-general of the horse in the Army of the Commonwealth of England 1625-1672*, vol. II, Oxford.
- Harrington, James (1660a), *THE Rota OR A MOD-EL OF A Free State OR EQUAL Commonwealth: Once proposed and debated in brief, and*

48) 例えば Lovett (2005) は、『第二弁論』(1654年)までに顕著な、君主政と僭主政とを区別しつつ後者に批判的な論調から、それ以降の著作において、あらゆる種類の君主政に否定的な姿勢への変化を指摘する。また Worden (1990) も、「制限君主政 regulated monarchy」と、「トルコ風の僭主政であるステュアート朝の君主政」の在り方とをミルトンは明確に区別したことを指摘しつつ、この特徴が他の17世紀英国共和主義者の議論において重要であることを強調する (*ibid.*, p. 228)。

49) 例えば, Works, pp. 458ff.

50) 例えば Worden (1990), p. 230 を参照せよ。

- to be again more at large proposed to and debated by a free and open society of ingenious gentlemen, London, in *Works*, pp. 807-821.
- (1660b), *THE Ways and Means Whereby an equal and lasting COMMONWEALTH May be suddenly introduced and perfectly founded with the free consent and actual confirmation of the whole people of England*, London, in *Works*, pp. 822-826.
- Steel, Robert. ed. (1910), *Tudor and Stuart proclamations*, vol. 1, Oxford.
- Williams, John ed. (1660), *A happy handfull, or Green hopes in the blade; in order to a harvest, of the several shires, humbly petitioning, or heartily declaring for peace*, London, Wing (2nd ed.)/F2437; Thomason/151: E. 1021 [17].
- Vane, Henry (1659), *A Needful Corrective or Balance in Popular Government*, London, Wing/V72.
- Anthony, H. Sylvia (1966), 'Mercurius Politicus under Milton', *Journal of British Studies*, 27, pp. 593-609.
- Armitage, David (1992), 'The Cromwellian Protectorate and the languages of empire', *Historical Journal*, 35, pp. 531-555.
- et. al. eds. (1995a), *Milton and Republicanism*, Cambridge.
- (1995b), 'John Milton: poet against empire', in Armitage (1995a).
- (2000), *The Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge.
- (平田雅博ほか訳, 『帝国の誕生—ブリテン帝国のイデオロギー的起源』, 日本経済評論社, 2005年。)
- Ayers, Robert W. (1974), 'The Editions of Milton's *Readie & Easie Way to Establish a Free Commonwealth*', *Review of English Studies*, New Series, 25, pp. 280-291.
- Barnaby, Andrew (1993), '"Another Rome in the West?": Milton and the Imperial Republic, 1654-1670', *Milton Studies*, 30, pp. 67-84.
- Coward, Barry (1994), *The Stuart Age: England 1603-1714*, 2nd ed., London.
- Capp, B. S. (1972), *The Fifth Monarchy Men: a study in seventeenth-century English millenarianism*, London.
- Champion, Justin (2003), *Republican learning: John Toland and the crisis of Christian culture, 1696-1722*, Manchester.
- Fink, Z. S. (1962), *The Classical Republicans: an essay in the recovery of a pattern of thought in seventeenth-century England*, 2nd ed., Evanston: IL.
- Frank, Joseph (1980), *Cromwell's Press Agent: A Critical Biography of Marchamont Nedham, 1620-78*, Lanham: MD.
- French, J. Milton (1956), *The life records of John Milton*, vol. 4, New Brunswick: NJ.
- Hughes, John H. F. (1990), 'The Commonwealthmen divided: Edmund Ludlow, Sir Henry Vane, and the Good Old Cause 1653-1659', *Seventeenth Century*, 5, pp. 55-70.
- Lewalski, Barbara Kiefer (1959), 'Milton: Political Beliefs and Polemical Methods, 1659-60', *PMLA*, 74, pp. 191-202.
- Lovett, Frank (2005), 'Milton's Case for a Free Commonwealth', *American Journal of Political Science*, 49, pp. 466-478.
- Miller, Leo (1974), *John Milton among the Polygraphophiles*, New York: NY.
- Mohl, Ruth (1969), *John Milton and his Commonplace book*, New York: NY.
- Nelson, Eric (2010), *The Hebrew Republic: Jewish sources and the transformation of European political thought*, Cambridge: MA.
- Norbrook, David (1999), *Writing the English republic: poetry, rhetoric, and politics 1627-1660*, Cambridge.
- Pincus, Steve (1998), 'Neither Machiavellian Moment nor Possessive Individualism: Commercial Society and the Defenders of the English Commonwealth', *American Historical Review*, 103, pp. 705-736.
- (2001), 'From holy cause to economic interest: the transformation of reason of state thinking in seventeenth-century England', in Houston, Alan & Steve Pincus eds., *A Nation Transformed: England after the Restoration*, Cambridge, pp. 272-298.
- Pocock, J. G. A. (1977), 'Historical Introduction', in *Works*, pp. 1-152.
- (1985), *Virtue, Commerce, and History: essays on Political Thought and History, Chiefly*

- in the Eighteenth Century*, Cambridge.
- Poole, William (2009), 'The genres of Milton's Commonplace book', in McDowell, N. & N. Smith eds., *The Oxford handbook of Milton*, Oxford, pp. 367-381.
- Scott, Jonathan (2002), 'Classical republicanism in seventeenth century England and the Netherlands', in van Gelderen, Martin and Quentin Skinner eds., *Republicanism: A Shared European Heritage volume 1: Republicanism and Constitutionalism in Early Modern Europe*, Cambridge, pp. 61-84.
- (2003), 'Good Night Amsterdam: Sir George Downing and Anglo-Dutch Statebuilding', *English Historical Review*, cxviii, 476, pp. 334-356.
- (2004), *Commonwealth Principles: Republican writing of the English Revolution*, Cambridge.
- Shalhope, Robert E. (1972), 'Toward a Republican Synthesis: The Emergence of an Understanding of Republicanism in American Historiography', *William & Mary Quarterly*, Third Series, 29, pp. 49-80.
- Smith, Nigel (1994), *Literature and Revolution in England 1640-1660*, New Haven: CT.
- Stewart, S. (1984), 'Milton Revises *The Readie and Easie Way*', *Milton Studies*, 20, pp. 205-224.
- Tawney, R. H. (1941), 'Harrington's interpretation of his age', *Proceedings of the British Academy*, 27, pp. 199-233.
- (浜林正夫 訳, 「ハリントンの時代解釈」, 浜林訳, 『ジェントリの勃興』 未来社, 1964 年, 101-135 頁。)
- Weststeijn, Arthur (2012), *Commercial Republicanism in the Dutch Golden Age: The Political Thought of Johan & Pieter De La Court*, Leiden.
- Wolfe, Don M. (1963), *Milton in the Puritan Revolution*, New York: NY.
- Woolrych, Austin (1980), 'Historical Introduction (1659-1660)' in *CPW*, vol. 7, pp. 1-228.
- (2002), *Britain in Revolution 1625-1660*, Oxford.
- Worden, Blair (1974), *The Rump parliament 1648-1653*, Cambridge.
- (1990), 'Milton's republicanism and the tyranny of heaven', in Bock, Gisela Quentin Skinner, & Maurizio Viroli eds., *Machiavelli and republicanism*, Cambridge, pp. 225-245.
- (1994a), 'English republicanism', in Burns, J. H. with Mark Goldie ed., *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700*, Cambridge, pp. 443-475.
- (1994b), 'Republicanism and the Restoration, 1660-1683', in Wootton, D. ed., *Republicanism, Liberty, and Commercial Society 1649-1776*, Stanford, CA, pp. 139-193.
- (1995), 'Milton and Marchamont Nedham', in Armitage (1995a).
- (2002), *Roundhead Reputations: The English Civil War and the Passions of Posterity*, London.
- (2007), *Literature & Politics in Cromwellian England: John Milton, Andrew Marvell, Marchamont Nedham*, Oxford.
- (2012), *God's Instruments: political conduct in the England of Oliver Cromwell*, Oxford.
- 今井 宏 (1984), 『イギリス革命の政治過程』 未来社。
- 小野功生ほか編 (2006), 『〈帝国〉化するイギリス——七世紀の商業社会と文化の諸相——』 彩流社。
- 小野功生 (2009), 『ミルトンと十七世紀イギリスの言説圏』 彩流社。
- 清瀧仁志 (1999a), 「ミルトンにおける〈政治〉と〈宗教〉 — 『アレオパジティカ』の考察を通じて—」 『法政研究』 第 66 巻第 1 号, 153-211 頁。
- (1999b), 「政治思想家としてのジョン・ミルトン」 17 世紀英文学会編『十七世紀英文学のポリテクス』 金星堂, 97-116 頁。
- (2003), 「ホイッグ的歴史解釈とミルトン」 『政治研究』 第 50 号, 159-180 頁。
- (2005), 「一七世紀内乱期における共和主義と抵抗権—ジョン・ミルトンの場合—」 『駒澤法学』 第 4 巻第 2 号, 133-179 頁。
- (2006a), 「ミルトン・国教会・政治」 『駒澤法学』 第 5 巻第 3 号, 33-53 頁。
- (2006b), 「宗教の精神と自由の精神—ジョン・ミルトンの場合—」 『駒澤法学』 第 5 巻第 4 号, 43-64 頁。
- (2010), 「自由・共和主義・プロテスタンティズム」 『駒澤法学』 第 8 巻第 3 号, 77-98 頁。
- 竹澤祐丈 (2001a), 「ジェームス・ハリントンの『世俗性』と『権威への自由』 — 二院制構想と『良心の

- 自由』一」『イギリス哲学研究』第 24 号, 5-19 頁。
- (2001b), 「ジェームス・ハリントン研究と J. G. A. ポーコック(1)」『経済論叢』第 168 巻第 3 号, 80-94 頁。
- (2002), 「ポーコック以後のジェームス・ハリントン研究(1)」『経済論叢』第 169 巻第 3 号, 27-38 頁。
- (2008), 「マーチャモント・ニーダムの共和政論の決疑論的性格—判断する「民衆」の発見—」『経済論叢』第 182 巻第 5・6 号, 1-31 頁。
- (2012), 「ハリントンを中心とする近世共和主義思想に関する研究動向とその展望」『イギリス哲学研究』第 35 号, 125-139 頁。